



町報

第125号

発行所 宮崎県門川町 門川町役場 電話③1140番

印刷所 宮崎県門川町 工藤印刷 電話③1143番

住民として知っておきたい

都市計画法と建築基準法！

都市計画法と建築基準法にもとづいて、当町においても用途地域を本年度末までに定めることになりました。そのあらましをお知らせします。

(4) 附近の住宅地の住民のため日用品の販売を主とする商業が中心である区域に定めるものであり、原則として現在の商業地を中心とする現在の商業地を中心とする

(5) 商業地 現在の商業地を中心とする

(6) 準工業地帯 おもに公害など環境に悪影響を与えないような工場または自動車修理工場、沿道サービス施設(トラック

(7) 工業地帯 特に工場のみを建築する区域とするので原則として工場以外の建物は建築できません。

お、むね以上のとおりですが、用途区域が定められますと別表のような建築物の制限があり、又建ぺい率等の制限もてきますので

バスターミナル、倉庫)に利用されるような地域に定める区域であり、原則として特定の工場の建築はできません。

(1) 第一種住居専用地域 区域内の建築物のほとんどが住宅で、低い住宅(低層住宅)を建てる区域で、特に住宅地としての良好な環境を保つために定める区域であり、原則として住居以外の建物は建築できません。

それぞれの用途地域内で建築できるものと建築できないもの早見表

Table with columns for building types and zoning categories. Legend: 建築できるもの (shaded), 建築できないもの (white). Rows include residential, commercial, industrial, and public use buildings.

位置は宮崎県都市計画地方審議会の議を経る

今年の町税はどのように改正されたか

一、町民税に関する事項

今回の改正は主として住民税(町民税)に関する部分であり、その内容は下表のとおりであります。

Table showing tax items and amounts for fiscal years 1945 and 1946. Items include medical expenses, social insurance, and various allowances.

つて納税の義務もその最も大なるもの一つであり、さて住民の負担軽減については国税及び地方税を通じて毎年その負担軽減の措置が講じられて参っておりますが、本年も昨年に引き続き軽減措置が講じられることになったのであります。即ち去る昭和四十六年四月一日から施行された地方税法の一部を改正する法律及び同施行令の一部改正並びに去る四月三十日の門川町議会第三回臨時議会で可決し施行されました門川町税条例の一部を改正する条例によって軽減されることになったのであります。

町としての将来の「まち」の発展を考えたような用途地域を定めたいのか充分検討の上決めたことと考えております。

町税の改正については、町民の皆さんの積極的な御協力をお願いいたします。町民の皆さんは、町民税の負担軽減の措置が講じられて参っておりますが、本年も昨年に引き続き軽減措置が講じられることになったのであります。

具体的には相当複雑な内容となっておりますので説明を省略させていただきますが、門川町の場合急速に市街化が進んでおられ、また市街化区域内の宅地の価額も大都市及び中都市と比較すると高いものではないので、門川町の市街化区域内に在する農地が宅地なみに課税されることは相当期間を要する地域に所在する農地については、当分の間農地としての従来の税負担を据え置く等、市街化の状況に依り税負担の激変を緩和するための経過的な措置を講じ、課税の適正化を図ることとなつたのであります。

三、電気ガス税に関する事項 昭和四十五年度の電気ガス税の免税点は、電気については六百円、ガスについては千二百円となつております。電気またはガスの使用量

